

第 20 回静岡市・清水市合併協議会次第

日 時 平成 13 年 4 月 20 日(金)

午後 1 時 30 分から

場 所 グランシップ会議ホール「風」

1 開 会

2 会長あいさつ

静岡市・清水市合併協議会会長 静岡市長 小嶋善吉

3 新委員紹介

4 議 事

(1) 決算認定

認第 1 号 平成 12 年度静岡市・清水市合併協議会決算の認定について(資料 1)

(2) 協 議

新市の名称について

平成 13 年度合併協議会協議スケジュールについて(資料 2)

法による特例項目について(資料 3)

新市建設計画について(資料 4)

すり合わせ方針について(資料 5)

(3) その他

5 閉 会

開会

司会 本日は、大変お忙しい中を御出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第20回静岡市・清水市合併協議会を開催をいたします。

なお、本日の傍聴者は、一般の方93名、市議会議員の方が14名、そして報道機関が16社36名、合計143名となっております。よろしく願いをいたします。

それでは、会長であります小嶋静岡市長から御挨拶申し上げます。

会長あいさつ

小嶋会長 本日は大変お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。平成13年度は、清水市の宮城島市長さんから私がバトンを受け継ぎ、合併協議会の会長を務めさせていただきますので、昨年と同様、御協力をよろしく願いしたいと思えます。

平成13年度は、合併協議の最終年度としまして、合併の是非の決定を行う重要な年度となります。建設計画の作成や事務事業のすり合わせ等を通じて、合併の是非の判断材料となるものを、一つ一つ着実に積み重ねていくことが我々に課せられた使命でありまして、そのためには、各部会での協議を初めとした精力的な取り組みが必要となりますので、よろしく願いいたします。

これも静岡地域の歴史的な課題であるこの合併問題に、将来に責任ある判断を行っていくために、ぜひとも必要なことでもありますので、私も宮城島市長さんとともに最大限の努力をしていく決意でありますので、委員の皆さんの御理解御協力をお願いをいたしまして御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

新委員紹介

司会 ありがとうございます。次に新委員を御紹介をいたします。

静岡県の本年4月1日付の人事異動に伴いまして、静岡県中部県行政センターの大内 安所長さんが、本日の会議から協議に加わっていただくことになりました。前任の遠藤委員さん同様、よろしく願い申し上げます。

なお、本年の4月1日から、県との連絡組織につきましても立ち上がりましたことを、この場をお借りいたしまして御報告申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。報道の関係の皆さんは、恐れ入りますが定位置のほうにお戻りをいただきたいと思います。

なお、本日の会議は、委員39名中37名の出席をいただいておりますので、規約第10条第1項の規定により委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立をいたしております。

議事録の作成上、御面倒でも発言の際はお名前をおっしゃってからお願いをいたしたいと思えます。なお、発言される場合は挙手をしていただきますと、近くの係員がマイクを委員の皆様のところにお持ちしますので、御協力をお願いいたします。また今回は、正副部会長会議を経てこの合併協議会に資料を提出をさせていただいたという関係上がございまして、委員の皆様方に資料の配付が遅くなりましたことを、この場をお借りいたしましてお詫びを申し上げます。

それでは、議事進行は、規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長が議長となつて行うこととなっておりますので、会長、よろしくをお願いいたします。

決算認定

小嶋会長 それではまず、議案の第1号 平成12年度静岡市・清水市合併協議会決算の認定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、資料の5ページの平成12年度静岡市・清水市合併協議会決算書をごらんをいただきたいと思えます。

まず歳入でございますが、1款負担金及び分担金1項負担金は、予算現額、収入済額ともに1,500万円となっており、2款諸収入1項預金利息は、予算現額7,000円に対しまして収入済額は6,208円で、歳入合計は予算現額1,500万7,000円に対しまして収入済額は1,500万6,208円となっております。明細につきましては6ページに記載のとおりでございます。

次に歳出でございますが、1款事業費1項事業推進費は、予算現額1,405万円に対しまして、支出済額は628万8,990円となっております。不用額776万1,010円となった主な理由でございますが、名称公募事業が平成13年度に繰り越された点、並びに部会の開催回数が当初計画より下回った点が主な理由でございます。

2款総務費1項事務局費は、予算現額95万7,000円に対しまして、支出済額は68万3,505円でございます。歳出合計は、予算現額1,500万7,000円に対しまして、支出済額697万2,495円となっております。明細につきましては7ページの記載のとおりでございます。

収入支出差引額803万3,713円は、翌年度へ繰り越しをさせていただきます。

なお、第19回合併協議会におきまして平成13年度予算は御決定をいただいておりますが、その際、繰越金は700万円を計上させていただいております。したがって、差額の103万3,713円につきましては、予備費に充てさせていただきます。所要の予算措置につきましては、次回第21回合併協議会でお諮りをさせていただくよう予定をいたしております。以上でございます。

小嶋会長 引き続きまして、監査委員を代表して、静岡市の松下代表監査委員から監査結果を御報告いたします。

松下代表監査委員 静岡市代表監査委員の松下でございます。監査委員を代表いたしまして、平成12年度静岡市・清水市合併協議会会計監査について御報告を申し上げます。

平成13年4月18日、清水市の朝倉代表監査委員とともに清水市役所におきまして関係書類を精査したところ、決算書のとおり適切に処理されていたことを認めました。

以上、静岡市・清水市合併協議会規約第14条第2項の規定により御報告申し上げます。

小嶋会長 ただいま監査委員の方から監査結果の報告がありましたが、報告のとおり平成12年度決算を認定することとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

新市の名称について

小嶋会長 御異議もないようでありますので、平成12年度決算を報告のとおり認定することといたしたいと思えます。

なお、繰越金に係る所要の予算措置は次回の会議でお諮りをするのといたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは引き続き協議に入ります。

まず、新市の名称についてを議題といたします。

申し上げます。前回の合併協議会で、新市の名称問題につきましては正副会長にその公募方法等を一任をされ、これまで鋭意協議を重ねてまいりました。その結果について報告させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

公募方法については、何らの条件をつけずにこれを実施することといたします。合併協議会内に名称選考委員会を設置をし、候補名称数点を選考をしていただき、合併協議会全体会議に提案をいたします。名称選考委員会では、選考基準案等を定め、選考に当たります。名称選考委員会の委員は、6分野5部会から両市5人ずつ選任をし、計10人をもって構成をします。名称の決定は、名称選考委員会からの提案をもとに、合併協議会全体会議で行います。その決定方法は、大方の賛同によることとなります。

以上であります。委員の皆様には、よろしく御了承賜りますようお願いをいたしたいと思えます。

なお、前回の合併協の締めくくりで、会長から、次回までに名称公募の詳細を定めた要綱案のようなものを提出することといたしておりましたが、ただいま申し上げた正副会長の決定内容が決まりませんと要綱案もつけれないため、この正副会長決定の案に基づき、次回までには事務局に要綱案の作成を指示することといたしたいというふうと思えますので、よろしくお願ひしたい

と思います。

それでは、ただいまの新市の名称についての件につきまして、ただいまのとおりとしてよろしゅうございますか。

片平博文委員（清水市議会議員） 清水市の片平でございます。

ただいま小嶋会長さんより妥協案が示されたわけでございますが、私どもとしては、当初より対等合併で新市をつくる以上は、両市の名称については、たとえ思い入れが強いとしても、この際思い切って両者の名前は公募の段階から外していくべきだと、主張を一貫して言わしてもらってきたわけでありましたが、御案内のとおり、3回にわたり名称問題は平行線をたどって妥協点が見つからないと。こういう中で、前回正副会長さんにげたを預けてお願いをしたわけでありましたが、私どもとしまして、やはりこの名称についてこの合併協議会が暗礁に乗り上げるということについては、多くの市民の皆さんに対しても、静岡・清水の将来のあるべき姿を示さないまま、あるいはまた合併の是非判断の材料を市民の皆様にご覧いただくことができないまま頓挫するという点に関しては、合併協の使命から言っても、本来の使命を達成しないまま挫折するという点については、まことに残念であるという思いから、私としては、不本意でありましたけれども、正副会長にお預けすることに同意をしまいった次第であります。

本来であれば、やはり時間が多少かかろうとも、この全体会議の中で議論をしていく、こういった中で妥協点を見出していくというのが協議会の本来の姿であろうと思いますし、また、それが使命であるのではないかと。今後においても、やはり思いますに、正副会長にげたを預けるということが、できるだけないようにしてほしいなというふうに思うわけでございます。でないと、何か事があれば、暗礁に乗り上げる、妥協点が見出せないという問題に関しては、正副会長に預けるということになりますと、この協議会が何のためにあるのかなと。また、そういった妥協点を見出す妥協案について示されたものに対しては、何の議論もなく賛同していくというようなことがあっては、今後のこの協議会の運営に当たりまして、非常な危惧感を持つということにもなるわけでありますので、ぜひその点については考えて進めていただきたいというふうに思います。

議論を戦わせるというのは、思いますに、前回は建築の建物に関して例をとって言わしてもらいましたが、やはり議論を戦わしていくということは、建築の基礎工事に例えてみれば、軟弱な地盤をより強固なものに固めていくという作業に当たるんじゃないかというふうに思うわけでありまして、決して、やはりおろそかにしてはならない問題であります。で、議論をすればするほど地盤が固まらなくてグジャグジャになっていくということは、静岡・清水のこの問題に家を建てるということになれば、そういう家を建てる地盤にはないという言い方もできましょ

し、またそういったところに無理に家を建てるということであれば、やはりそれなりの手だてをしていかなければならない。軟弱な場所に家を建てるといった場合は、やはりしっかりとした岩盤にまでぶち当たるような杭を打っていかなきゃならないというふうにも思うわけでありまして、今回のこの名称問題で、正副会長が預りにして、ただいま出てきたこの妥協案が、その杭に当たるかどうかというのは、非常に疑問に思うところではありますが、正副会長の間で、いろんな角度から話し合いを持たれたというふうにも思いますし、ただいまのこの提案に対しては尊重をさせていただきますけれども、決してそうだからといって、私ども市民の考え方が基本的に変わるかといったら変わらないわけでありまして、この名称の件に関しましては、最終段階で総合的に是非判断する中に、名称の部分を含めて結論を出していきたいなというふうにも思う次第であります。

ただ1点だけ申し上げたいことは、公募をする際には、そのただいま要綱案については、これが決まらなければつukれないということでもありますので、この要綱案の中に、ぜひ公募をする際には、合併をするとしたら、どのような名称にするかという、あくまでも仮ということを明記をしていただいて公募をしていただくということにさせていただきますと、公募をしたけれども合併しなかったということになったら大変申し訳ないことにもつながりますので、その辺はぜひ明記をするように御検討をいただきたいというふうに思います。以上。

小嶋会長 いろいろ意見いただきましたが、御意見として伺っておきたいと思います。それではよろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

小嶋会長 異議なしということですので、そのようにさせていただきます。

それでは次に、平成13年度合併協議会協議スケジュールについて、事務局から説明いたします。

平成13年度合併協議会協議スケジュールについて

事務局長 それでは、資料の8ページをごらんをいただきたいというふうに思います。平成13年度の合併協議会の協議スケジュール(案)をごらんをいただきたいと思います。

第19回合併協議会で決定をいたしました平成13年度事業計画及び予算に基づきまして、合併協議会及び幹事会、さらに県との協議スケジュール等を盛り込みました協議スケジュールでございます。

ごらんのとおり、合併協議会は年間8回の開催を予定をいたしております。建設計画の作成につきましては、本日各部門の方向性の全体協議と、第1回目の両市の財政推計を御報告をさせていただいた後、各部会での主要施策、重点事業を御協議いただきまして、第21回協議会に中間報

告をお願いをしたいというふうに考えております。

そして、各部会の中間報告を踏まえまして、さらに主要施策、重点事業を御協議いただきまして、第22回協議会では、中間素案といたしまして、建設計画全体の御協議をお願いをいたしたいというふうに思っております。

次に、中間素案をもって県との事前協議を行いまして、修正意見等をお伺いをいたします。そして、県からの修正意見などを踏まえまして、各部会で御協議をお願いをいたしまして、第23回協議会では最終素案を御協議いただきまして、この最終素案をもって県との正式協議に臨む予定でございます。

そしてさらに、市民の皆さん方にわかりやすく建設計画の内容をお示しをするために、統計資料や図表等も活用した市民説明版を、各部会で御協議をいただきまして、第24回協議会で御協議をいただく予定でございます。

すり合わせ項目の協議につきましては、本日各すり合わせ項目の方針を御協議いただきまして、この方針に基づきまして、幹事会において、事務事業のすり合わせに着手をいたします。そして、御協議いただきます資料が整った段階で、随時、第21回、第22回、第23回と、各すり合わせ項目の御協議をお願いをし、第24回協議会までには、すべての項目を御協議いただく予定でございます。

そして、年度末の合併の是非の決定に向けまして、11月から年末年始を挟みまして2月までの3カ月程度の期間をかけまして、50回程度の地区説明会を開催をする予定でございます。なお、地区説明会の開催方法等につきましては、市民の皆さん方にお示しをする材料が揃った時点の第24回協議会で御協議をいただく予定で考えております。以上でございます。

小嶋会長 ただいま事務局から御説明申し上げました協議スケジュールにつきまして、御意見、御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。太田委員どうぞ。

太田貴美子委員（清水市教育委員会委員） 清水の太田貴美子でございます。

このスケジュール案を拝見いたしますと、去年、この協議会で皆さんから強い御要望が出まして、政令指定都市の問題は避けて通れない問題だということで、別組織で政令指定都市問題市民会議というのを立ち上げていただきました。それで私どもは、この協議会の委員の強い御要望によって立ち上げていただきましたけれども、これが別組織でございますので、一度この是非判断をいたします前に、その市民会議での経緯とか進捗状況を御報告いただく場面を、一度このスケジュールの中に入れていただけないかと思ひまして、どういうぐあいで行いましょうか、よろしく願いいたします。

小嶋会長 わかりました。それは市民会議の会長さんと相談をして、どこかの時点で計画をしていただけるかどうか、まだ話を相手にしてございませんので、その辺はお伺いしたいと思うんです。多分協力をしていただけるんじゃないかなとは思いますが、でも。

太田委員 合併の是非判断の非常に大きな材料の1つでございますので、よろしく願いいたします。

小嶋会長 わかりました。そのほかに御意見等ございませんか。

望月厚司委員（清水市議会議員） 清水の望月ですが、ただいまのスケジュールが提案されたわけでありまして、きょうも会長のほうから、来年の3月の是非判断を含めて、大変重要な時期に来てるといふようなことでありますし、我々もそれを十分認識しながら、この合併問題に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

全体的には大変タイトなスケジュールになっているということを感じておりますけれども、2期目の始まった時点で、このスケジュールにつきましては、繰り延べ、繰り上げがあるというようなことも確認の上で、このスケジュールをまとめてきたというのがあります。今回、きょうは提案された部分も、当然最終的には繰り上げ、繰り延べがあるという認識は生きているということもあろうかと思っておりますけれども、いずれにしても、それだけに是非判断を含めた部分での議論を尽くすということが大変大事になってくると思っておりますし、また17回から3回にわたり、名称問題でも3回かかかっての議論をされたという経過もありますし、今後もさまざまな価値観とかさまざまな議論を展開する場面というのが当然起こり得るだろうということもありますし、そんな意味では、事務的なスケジュールというよりも、むしろ議論を尽くして、そうした中で、このスケジュールに努力をしていくというような構えの世界で、そのスケジュールが先にあるということよりも、やっぱり議論を十分尽くしながら、いろんな物事を決定していく。過去の中でも、名称問題でそれだけの時間を尽くしたという経過がありますので、そんな思いを、また新たにしたいということもありまして、意見として代えさせていただきます。以上です。

小嶋会長 おっしゃるとおりだと思います。ただ、概ねのスケジュールを決めておかないと、事務方の作業のほうもありますのでね。ただ途中途中で、まだ決めるのは早いとか、あともう少し議論が必要ということがあれば、またその都度協議会の皆さんにお諮りしていこうとは思っておりますので、よろしく願いします。ですから、この協議会スケジュールにつきましても、宮城島市長さんとも相談をして、基本は決めておかないと今後が進まないわけで、その辺進め方について、また途中途中で皆さんの御意見を伺うつもりでおりますので、基本だけは、ひとつこういうことで御了解いただければというふうに思います。以上です。

ほかにありますか。

西ヶ谷忠夫委員（清水市議会議員） 清水市の西ヶ谷です。

全体スケジュールについて今説明をいただいたわけでありますが、特に名称の協議の問題が、8月段階でなっておりますスケジュールであります。先ほど正副会長が話し合いをされまして提案された内容と、このスケジュールが符合しているかどうかという問題なんです。先ほど提案された内容のもとで、このスケジュールが立てられているかどうか、その説明をお願いいたします。

小嶋会長 じゃ、その辺のことについては事務局から説明願います。

事務局長 事務局からお答え申し上げます。

ただいま御質問ございました8月29日の第23回の合併協議会の中に、新市の名称協議と書いてございます。これがきょう会長がお話いたしました、これからの新市の名称決定についてのスケジュールと整合がとれているかということでございますが、私どもは、この新市の名称協議、この間に、これが8月でございますので、5月から8月にかけて公募のほうをやってまいりたいと予定はいたしておりますので、それが終わった後に、これから決定の方法等につきましては、この時期に名称協議をしていただきたい。これは決して決めることではございませんで、これからどのように決めていくのか、そこら辺の名称協議の場としていきたいという形で、この中に仮置きをさせていただいております。したがって、名称協議につきましては、これからの具体のスケジュールにつきましては、次回の5月の合併協議会の中で詳しいスケジュールをお示しをさせていただきたい、こんなふうに考えております。以上でございます。

西ヶ谷委員 今説明ありましたので、この次に提案したいというようなことでありますので、意見を述べておきたいんですが、先ほどお話ありましたように、要項自身が来月に提案して協議をするというようなことでありますし、先ほど片平さんも言われましたように、要項そのものの発表の内容についても、非常に私は慎重に考えていかなくてはいけないのかなというように思うんですね。

それは何なのかといいますと、当然この名称の公募をされますと、公募に応ずる両市の市民の皆さんや県外の皆さんはですね、当然、清水・静岡は合併するんじゃないかというのは考えるのは当たり前のことでありまして、そのもとで応募するというのが全国状況でもありますので、それは片平さんが言われましたように、いやそれは違うんだよというような内容も含めてやらなきゃいけないということでもありますので、その辺については十分な協議のもとで進んでいく必要があるというように考えることが1つ。

もう1つは、今回の静清の合併協議会の出発からいきましても、名前の問題と是非問題は非常に関連が私、強くなると思いますので、名前を先に決めてしまうという、余りにも早く決めてしまうということになると、なかなか後へ大きな判断する上で拘束することにもなっていくということもありますので、その辺はできる限り、やっぱり来年の3月を目指して、具体的なスケジュールを立てて進めていくというようなことが必要だというふうに私は考えますので、その辺十分配慮の上で、次に公募の要項や公募の期間の問題、それから名称の協議の問題を提案されますようお願いを申し上げます。以上でございます。

小嶋会長 その辺は十分配慮して、これから案をつくってまいりますので、御意見として承っておきます。ありがとうございました。

佐野委員、どうぞ。

佐野慶子委員（静岡市議会議員） 静岡市の佐野です。今提案されておりますこの事務局案、合併協のスケジュール案について、3点ほど、少し細部について御説明をいただきたいというふうに思うのですが。

まず1つ目は、この本日から約4カ月ちょっとたちましたときに、もう新市建設計画の最終素案の協議というのが8月の29日に予定をされております。まず来月の5月29日に中間報告、そして7月の3日に中間素案、そして8月の29日に最終素案という、こういうふうな4カ月間の大まかな、協議会でのどの段階の協議をするのかということが提案されているわけですが、当然、この昨年度設置をいたしました部会協議、これが進められていくわけですが、2月の末から3月の末まで行われました各部門の部会協議は、それぞれの皆さんがそれぞれの部会へ出ておりますので、この前回報告をされました報告書以上のものが、全部の部会を傍聴させていただいているわけではありませんので、つまびらかにはわかりませんが、それでも内容を一読をさせていただきますと、まだまだ新市建設計画の中身について未消化であったり、あるいは部会によっては資料不足というふうなことで、資料を提出してほしい、あるいは私が所属をさせていただきました産業経済の部会では、この事業可能性調査、大分時代も変わってきておりますので、事業可能性調査の必要性ということが言われまして、これが3回目以降の具体的な事業の検討に入った段階、必要があった場合には、そうした可能性調査を実施をする、こういうふうなことが具体協議の中で議論をされております。

実際、部会の中身は、まだ1、2回の協議の中では、とても方向性が出せる段階の協議ができたというふうにも思えませんし、2回目は、多分どの部会もそうであったろうという報告ですが、フリーディスカッションという形の議論が多かったのではないかとこのように思います。

ね。その中で不明点だとか、あるいは、これから明らかにしなければならない疑問点、こういうふうなことも多く出されているわけですがけれども、このちょうど間のスパンの中で、事務局としては、この間に部会、きょうも都合のよろしい日をというアンケート用紙が来ておりますけれども、どんな形での、多分非常に年度初め、あるいは中間、今年は、いろんなほかの選挙の問題等もありますでしょうけれども、そういう中で、どんな計画をお立てになられているのか、部会協議について明らかにしていただきたいのが1つ。

それからもう1つは、このスケジュール表の一番右側、立ち上げました静岡県と合併協議会連絡会の設置ですがけれども、7月の提案を受けた後、中間素案の後に事前協議ということが予定をされております。この設置をされました連絡会、これは合併協議会の全体の進行スケジュールの中では、どんな関連を持ちながら、どのように進捗をされるというふうにイメージをしていいのかということをお明らかにさせていただきたいというふうに思います。

それからもう1つは、先ほど御説明がございましたけれども、11月から約3カ月ぐらいかけて行います50回の地区説明会、市民の意向調査、意向の把握というんですかね、この開催方について、どんなイメージなのかをお明らかにしていただきたい。この3点を、ちょうど11月から3カ月間というのは、非常に年末年始が入る時期なわけですね。そういう中で、どんな計画を、今のところ、今までやったタウンミーティングなり地区説明会と同じようなイメージにとらえていいのか、どんな計画を案として提案されているのか、説明をいただけたらと思います。

小嶋会長 3番目の地区説明会は、数が多過ぎるのではないかということではなくて、どういうイメージの会議にするかということですね。

では、事務局から説明をいたしたいと思います。

事務局長 それでは、いただきました3点につきまして御説明をさせていただきます。

まず新市の建設計画のこれからの策定の考え方でございますが、私ども今回のスケジュールをつくらせていただきましたのも、この建設計画の策定期間につきましては、年度末の合併の是非判断の目標に向けまして、計画策定に向けましての必要な期間ということで十分吟味をいたしまして、この期間で建設計画ができるような体制でスケジュールをつくらせていただいております。

なお、資料等につきまして未消化の資料等もございますが、本日お帰りの際に、また委員さんには、指示された資料の一部ができておりますので、それもお持ち帰りを願いたいというふうなことも考えておりますので、ぜひ御協力をいただきたいと思います。

それから、静岡県と静岡合併協議会との連絡会の関係でございます。これにつきましては、静岡合併の協議の進捗に合わせまして、県と合併協議会の事務局が連絡調整を行いまして、合併協

議が円滑に進んでいくようにということを目的に設置をさせていただいております。既に第1回の会合を開いておりますし、これからも綿密に会合を開きまして、県事業等の登載につきまして鋭意努力をしてみたいというふうに思っております。

それから3番目の、50回にわたります地区説明会の内容でございますが、これにつきましては、でき上がりました新市建設計画、それから各種すり合わせの項目の内容、これらをわかりやすく冊子にいたしまして、地区の皆さん方に御説明を申し上げまして、御意見を伺い、また御理解をいただくと、そういう目的で地区説明会を考えております。

なお50回につきましては、なるべく大勢の皆さん方に御説明を持ちたいということで、このような回数を持たせていただきました。ちなみに静岡市では約30回を予定をいたしております。地区といたしましては、主に中学校区くらいを単位といたしまして、綿密にすべての地区を網羅していきたいというふうに思っております。また、清水市側につきましては約20回を予定をいたしておりますが、これは既に一部の行政区域として、清水市さんのほうは19地区を設定をいたしておりますので、この19地区を中心にいたしまして、概ね20回の地区説明会を開催をしてみたいと考えております。以上3点でございます。よろしくお願いいたします。

小嶋会長 よろしゅうございますか。石津委員どうぞ。

石津耕三委員（静岡市議会議員） 静岡の石津でございます。

今、佐野委員からの質問の中の第3番目の項で、市民の意向把握の方法について、事務局案というかありましたけれども、前回19回の合併協議会の中でも、私もちょっとしゃべらせていただいたんですけども、市民の意向を把握する方法について、例えば第1期のときの地区説明会のようなやり方と、私どもの要望というか、御説明いたしましたのは、西東京のような全市民を対象としたアンケートという方法もあると。ぜひともそういうことをというときに、実は、その市民の意向把握については、何月かというのは、そのときはありませんでしたけれども、また後段でそういうときがあるから、そのときの協議の中で、市民の意向をどういう形で把握するかということを、委員のみんなで検討したらいいんじゃないかというふうなお話があったと思うんですよ。ということで、これはあくまでも地区説明会等ということで、10月に市民の意向把握方法の協議という形になっておりますので、ぜひとも、そのときにもまた私どもの提案をさせていただきますけれども、50回の地区説明会の中での意見だけで、それが全市民の意見であるというふうな狭い考えを持たずに、なるべく多くの市民の方の御意見を把握できるような方法を、ぜひとも委員の皆さんで検討していただきたい。これは要望でもあるし意見でもありますので、ぜひともお願いしたいと思っております。

事務局長 ただいまの地区説明会50回だけでなく、他の方法の検討もということでございますが、現在の予算の配分上でいきますと、地区説明会の予算上で、このスケジュールを立ててございますが、決してそれにこだわりませんので、今御指摘いただきました第24回、10月の合併協議会でございますが、この中で市民意向把握の協議ということがうたってございますので、適切な市民の意向の把握の方法につきましても、ここで御協議をいただきまして、また御決定いただければ、その方向で進んでいくことになろうかというふうに思っております。以上でございます。

小嶋会長 今回の御意見は、かなり重要な意見だと思います。ですから、合併協議会として再度意見を集約する前に、やはりどんな方法で市民の意見を我々が吸収していくか、そうした方向についての御議論だと思いますので、とりあえず地区説明会については精力的にやるということと、今おっしゃったアンケートをどういうふうにするかということも、きょうここでどうこうするというのではなくて、石津さんの御意見として今言われましたので、また次回、その後も、皆さんから御意見をいただきまして、また予算が余分にかかるということであれば、両市でまた予算措置をしての上でのということになりますので、また皆さんでお考えをいただいて、ここですぐどうこう決めるということも難しいと思います。

ただ、できるだけ我々としては両市民の意向をどうやって正しく理解をしていくかというのは大事なことでございますので、今後ひとつ、皆さんでよく考えて、まだ少し時間ありますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいですか。

副会長さん、どうぞ。お話があるそうです。

宮城島副会長 今のように説明会をやっていくということは当然ありますし、いろんな形の中で市民の意向を把握していくことも大事なことだというふうに思います。これまでも、そういったようなことで、我々も、例えば要請があれば、いろんな団体や地域の人たちのグループやなんかのところへ行って説明をしたり、市民の意見を聞くような機会を持っておりますので、この決められたもの以外に、そういったいろんな場で市民の要望にこたえていくということもあるように思いますが、そのときに、やっぱりちょっと、この前感じたことだけど、静岡市さんがアンケートみたいなものやったじゃん。やることそのものは、僕は別に否定はしないんだけど、やるときに、こっちだこっちだというふうなことがないように、その辺はお互いに連絡をとって、こういうことをやるよとか、こう行こうよとか、うちのほうはこういうことをやろうと思うけどというようなことがあるといいと思うから、それだけは、ひとつぜひお願ひしたいと思います。

小嶋会長 よくわかりました。気をつけてやりたいと思います。どうぞ、西ヶ谷さん。

西ヶ谷委員 清水の西ヶ谷です。

私も、石津さんの意見に大方賛成するわけでありませうけれども、ここでスケジュールの中で、地区説明会等市民の意向把握の方法協議という、こういう書き方をしてあるものですから、私は少し戸惑うんですけども。市民の皆さん方に判断していただくのは、建設計画、結局まちづくりなんですよ、の選択として、この合併協議会がつくった建設計画なりと基本項目などでいいのかどうかという御判断を、それについての意向を把握するということでもありますので、地区説明会と、その意向把握、きちりそこは区分をしてやる問題ではなかろうかというふうに私は思うんですよ。

同時に、今の意向把握の仕方についてのシステムは、今、副会長も言われた、静岡みたいな街頭でやられる方法もあるだろうし、全住民に投票していただくという方法もあるわけでありませうし、アンケートによって、同時にいいのかどうかという御判断いただく方法も、全国的にもいろいろ出ているわけでもありますので、その辺は、地区説明会と意向把握という点は、きちりそこを区分して、協議会としては協議をして、具体的に決めていく必要があるというふうに私は思いますので、それも含めて今後検討していただきたいというふうに思います。

小嶋会長 わかりました。合併協議会メンバー全員に対する御意見ということで承っておきます。

ほかにございますか。御意見等。金子さんどうぞ。

金子昌義委員（清水市議会議員） 清水市の金子昌義でございます。

協議会のスケジュールのことに関連すると思いますので申し上げておきたいと思いますが、例の5つの部会が編成をされまして部会活動に入っております。それで、17日に第1回の正副部長会議がございまして、そのとき冒頭に私申し上げたんですが、部会の活動を、やはりしっかりやっていかないと、先々また元へ戻ったりするようなことがあってはいかんと思いますので申し上げたんですが、そのときに、ちょうどその前の日に、幹事会、ワーキンググループの合同会議があったということで、地元の新聞に大きく静岡合併のことについて出たわけでございますが、その中に、これ具体的にこの記事を読み上げちゃいますが、簡単ですので読み上げますが、「新市建設計画の策定に当たっては、建設計画は実現性の高いものでなくてはならないため、協議会委員に自由にランドデザインなどから抽出してもらうのではなく、幹事会を通して候補事業の抽出をしていくとの考えを示した」と、こういう記事が、今月の17日の地元の新聞の朝刊に大きく出ておるわけです。

それについて、早速私のところへ電話が入ったわけですが、一体協議会の委員とか部会の皆さんは、一体どうするんですかと、こういう会議の進め方というか、協議会の進め方というのはあるんですかというふうなことを言われましたので、部会でも、ちょっと提案、こういうことはない

だろうなということのメモをさせていただきましたけれども、部会の活動も、これから皆さんお忙しい中を万障繰り合わせて、いろいろ議論をしていくことがたくさん出てくると思うんです。

そういうときに、何か簡略に進めるあまり、肝心なところをはしょってしまうようなことがあってはならないし、また、そうならないように注意していきたいと思っておりますけれども、会長のほうで、そのように念を入れたやり方をしていただかないといかんと思っておりますので、その辺について、ちょっと会長の御意見を承っておきたいと思っております。

小嶋会長 私、その報道、全然知らないもんですから。

金子委員 新聞をごらんになっておりませんか。

小嶋会長 ええ、見ませんでした。

事務局長 事務局のほうから御報告というか、御説明をさせていただきます。

既にこの4月の17日の正副部会長会議の中で金子委員さんから、そのような御質問をいただいております、詳しくお話を申し上げまして、御了解を得ているのかなというふうに認識をしておりました。再度お尋ねをいただきましたけれども、そのときもお話申し上げましたとおり、幹事会では、詳しい財源のついたこれからの事業計画については、たたき台として幹事会でつくらせていただきまして、それを協議会のほうに、部会を通して上げさせていただくという下部組織でございますので、決して各委員さんの皆さん方のお仕事を制約するような考え方があるわけではございませんので、どうぞそれを御了解をいただきたいというように思っております。

なお、2点目といたしまして、部会の中で効率的にやるために、事務局が手を抜いてるというような趣旨のお話もございましたけれども、決してそんな気持ちはございませんし、これから協議会が円滑に進んでいくためには、一番最初にまず部会の活動が効率的に動かしていくことが大事でございますので、部会活動が円滑に進みますように、事務局としては、会長の命を受けて今一生懸命やっておりますのでございますので、今年スケジュールに従いまして、これからも効率的な運営ができますように私ども励みますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思いません。

なお、もう1点、先ほど副会長のほうから、静岡市が行いましたインタビュー調査のことについて、ちょっとお話がございまして、今度やるときには清水市のほうにもというお話がございましたけれども、実は清水市さんのほうにも、これはお話かけをさせていただいております。

私のほうではこういう仕事をやります、インタビュー調査やりますということをお話の上でやらせていただきまして、清水市さんもいろんな事情がございまして実現できなかったわけでございますので、そこら辺の状況につきましては御認識をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

小嶋会長 鈴木委員どうぞ。

鈴木和彦委員（静岡市議会議員） 静岡の鈴木ですけれど、前回の会合の中でも、静岡の市長に対しての質問が出たり、あるいはきょうも金子さんから、会長はどう思ってるんだという話がありましたけれども、別に会長が会を進めているわけじゃありませんのでね、全体の協議会の取りまとめということですのでね、そういう質問は、ぜひ避けていただきたいなというふうに思いますのが1つ。

それから、正副部会長さんが、年間のスケジュール、今年が最終年度でございますので、是非判断に向かったの大方のスケジュールを決めていただきました。これを尊重したいと思います。

個々のいろんな問題あるかと思えますけれども、それはその都度会合がありますし、その次の会合に向かったの協議事項の中もあると思えますので、きょうは、全体の大方のスケジュールをこういうふうに決めていこうということでもありますので、個々の問題は、その次、次に、その都度協議事項の中に入っていると思えますので、できれば次に進んでいただきたいなと、私はこれで結構だと思えますので、お願いをしたいと思います。

小嶋会長 もういいですね。スケジュールの内容のことですか。はい、金子委員どうぞ。

金子委員 今事務局から御答弁いただきまして、了解をしたというふうに言われて、実は困ってしまったわけですが、了解をしたわけじゃございませんで、そういうことのないように、ひとつやってほしいなと、こういうことを申し上げたわけです。今、鈴木さんのほうから、具体的にもっと大きな大局的な話をしようよというふうなことを言われましたけど、しかし、これはやはりスケジュールを進めていく上において、部会活動等は、これ非常に重要な要になっておりますので、やはりそういうことを横へ置いていくというわけにまいりませんので申し上げましたけれども、十分それは慎重にやっていただきたいと、このように思います。

小嶋会長 それでは、大体スケジュールにつきましては御意見等も出たようではありますが、一応ここでスケジュールについてお諮りいたしますが、大まか、この案を進めるということで御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

小嶋会長 また、個々にいろいろ御意見もあろうと思えますので、協議会の場で、またおっしゃっていただきたいと思えます。骨格はこういうことで決めさせていただきたいと思えます。

それでは次に、法による特例項目について、事務局から一括して説明をいたします。

法による特例項目について

事務局長 それでは、資料の3をごらんをいただきたいというふうに思います。合併特例法に基づきます特例項目について一括御説明を申し上げます。

まず、議員定数及び任期の取り扱いについて、9ページをごらんをいただきたいというふうに思います。

まず、対等合併の場合、原則といたしまして両市の議員はすべて身分を失ない、新市設置の日から50日以内に設置選挙を行うこととなります。しかし、自主的な合併を円滑に推進するため、特例が認められております。まず合併後最初の4年間は、本来の定数の2倍、112名まで定数を増加することができるものとする定数特例と、それから現在の両市の議員さんがそのまま2年以内引き続きまして新しい市の議員として在任をする在任特例、この2つがございます。したがって、このような特例を適用するか否か、特例を適用する場合に、定数特例とするか、在任特例とするか、これらにつきまして御協議をお願いいたします。

次に、10ページでございますが、農業委員会定数と任期の取り扱いについてでございます。まず対等合併の場合、原則といたしまして両市の農業委員会の選挙による委員は、すべて身分を失なうこととなります。しかし、この原則に対しまして、新しい市に1つの農業委員会を置く場合は、合併後1年以内引き続き在任することとなり、新しい市に2つの農業委員会を置く場合は、それぞれの農業委員会をそのまま存続させることとなります。したがって、農業委員会を1つにするか否か、また、1つにする場合に特例を適用するか否か、これらにつきまして御協議をお願い申し上げます。

次に11ページでございますが、地方税の取り扱いについてでございます。合併特例法のほうでは、ここに記載の、の2つの場合、合併年度と、それに続きます3年度に限りまして税の不均一課税を行うことができることとしております。両市の地方税の状況は、そのペーパーに記載のとおりでございますが、12ページ中段に記載の事業所税が、これが人口30万以上の都市に課税をすることとされているために、現在静岡市のみ課税をされております。したがって、この事業所税の扱いを中心にいたしまして、不均一課税を適用するか否かについて御協議をお願いいたします。

次に、13ページでございますが、13ページは一般職の身分についてでございます。両市の一般職の職員は、合併特例法によりまして、合併後も引き続き新市の職員として引き継ぐものとしたしまして、その身分の取り扱いにつきましては、公平に処理をしなければならないものとされております。したがって、このような特例の適用について御協議をお願いするものでございます。

最後に14ページでございますが、地域審議会の設置についてでございます。平成11年の合併特例法の改正によりまして、新たに創設されました制度でございます。合併で行政区域が拡大することによりまして、住民の意見が反映されにくくなるのではという意見に対処するために、地域の実情に応じた施策の展開に対しまして住民の意向表明の方法といたしまして設けられたものでございます。

設置をする場合は、旧静岡市域、それと旧清水市域、この2つを単位として設置をされます。

新市の施策に関して市長から諮問を受けたり、また必要に応じまして市長に対しまして意見を述べる事ができるものでございます。したがって、この地域審議会を設置するか否かについて御協議をお願いを申し上げます。特例につきましては以上でございます。

小嶋会長 ただいま事務局から説明がありました、5つのは実は特例項目がございます。これを合併協議会として意見を集約をしなければいけないわけでありまして、かなり難しい問題もありませんが、きょうこの場の御議論で意見を聞いて集約できないものもあると思います。大方の皆さんが賛同を得られる方法もあると思いますので、いろいろ御意見を伺えればというふうに思います。吉岡委員どうぞ。

吉岡秀規委員（清水地域労働者福祉協議会会長） 清水の吉岡です。これは1つずつ行くわけですね。

小嶋会長 そうしてください。

吉岡委員 私、言うのは1つだけですけれども、議員定数のところでございまして、私はこの合併の意義というのは、前にもお話をさせていただきましたけれども、政令指定都市を実現させるということ、そしていま1つは、実はこの議員定数にも大きく影響するわけですけれども、これからの社会を考えていくと、私は現在のさまざまな構造を変えていかなきゃいけない、そういう時期に来ているんだと。言うならば社会的な構造改革を実現させる意味でも、この合併はいいチャンスだなというふうに思っております。企業でも、今しきりにその生き残りをかけて、合併だとかあるいは分離だとか始まっておりますけれども、行政が一つの経営体だとするならば、企業で言うならば、経営再建を図る私は合併でもあるんだと。これは現在じゃなくて、これから将来にかけての話ですけど。

そういう観点から、少し私自身の考え方を話をさせていただきたいと思うんですけど、実は3年前に私たち、というよりも、ここにいらっしゃる村上委員だとか、あるいは濱崎委員等々有志と一緒に、清水市における議員定数適正化を推進する会という、こういう活動を行いました。そういう中で、議員定数の削減活動を展開したわけですけれども、この運動に対する思い入れとい

うのは、それぞれの皆さんがそれぞれ異なると思いますけれども、私は1つには、なかなか、今もそうなんですけれども、政治不信だとかが非常に高まっているそういう時期の中で、なかなか中央において改革が進まない。だったら、地方からその改革をすべきだと。そして、それによって政治不信を何とか止めていきたいという思いが1つと、それからもう1つは、議員だとかあるいは議会の役割そのものをもう一度見詰め直す必要があるんじゃないかと。そういう意味合いで、私は少数のプロ集団であるべきだというふうに思っております。ありとあらゆるものに精通して、そして常に先を見て議論をして、新しい法律をつくっていくという、こういう形が望ましいんじゃないか。

そういういろんな議論の中で、この会では、最終的な目標を24人というふうに一応置いて活動を展開をいたしました。結果的には、法律で定められた定数が44ですけれども、そのときの定数が36で、結果的に3減の定数に落ち着いたわけです。しかし、この運動は、さらにこれからも継続していこうという、仲間たちとは、そんな話し合いを行っているところでございます。こういう運動によって、清水においては、法で定められた議員定数44に対して33名ですから、これは圧縮率でいきますと75%、静岡市は52に対して45ですから、86.5%の圧縮率。

私が言いたいのは、少数精鋭で、しかも議論が活発に行われる単位というのは、私はやはり、私の理想から言ったら10名ぐらいだろうと。しかし、それではあんまり飛び過ぎるわけですから、それでも少なくとも30名ぐらいかなというのが私の持論ですけれども。しかし、そういうふうなことも一概には、大勢の皆さんの考えがあるわけですから、そういうふうなものを通じて、適正の人数を定めていかなければいけないわけですが、私はこの合併に対しては、新しい新市ができるとするならば、清水の運動を通じて実現した圧縮率75%。そうしますと、定数が56ですから、75%の圧縮率を適用すると42名になるわけです。そうしますと、今の静岡市役所のあの議会の中に、議場の中にも入り切れるという、こういうふうには私は思いますので、ぜひこんな観点から検討を進めていただきたいというふうに思います。以上でございます。

小嶋会長 今のは、特例項目に対する御意見ですか。

吉岡委員 肝心のことを言い忘れまして。ですから、定数特例、在任特例を使わないで、ですから原則よりもさらに厳しいわけですけれども、そういうふうな形で展開していただくということでございます。

小嶋会長 村上委員どうぞ。

村上達雄委員（清水商工会議所副会頭） 清水の村上でございます。実は今、吉岡さんからお話がありましたように、私は吉岡さんと議員定数の削減の運動した仲ですから、実は意見が違う

のはまずいんですが、申し上げます。

まず、特例を適用するかどうかという問題については、私は両市が、今からスタートするぞというときに、いきなりやはり削減をするというのは、ちょっとやっぱり乱暴であろうという気がします。ある程度の時間をかけながら、ゆっくり議会の再構築を図っていくという必要もあろうかと思しますので、私は特例を適用すべきだというふうに、個人的に思います。

では、どちらの特例を適用するかといいますと、定数特例と在任特例では、今これは吉岡さんの主張とある程度似ているんですけども、定数特例にしまして現在の2倍の人数の112人にするという必要は全く認めません。でき得れば在任特例にしまして、両市の現在の身分が保障された78名でスタートするが、これで2年ですから、その次の選挙のときには、必ずしも56名である必要はなからうと。このところで、56名以内で第1回目の選挙を行うというような形で考えるわけにはいかないだろうかというふうに思っております。

基本的には、吉岡さんがおっしゃったように、議員の、大変失礼ですが質を高めるためには、ある程度人数が少ないほうがよいという考え方をいたします。議員の数が多いほうが民主主義に基づくという考え方は、私どもが定数削減を一生懸命運動しているときに、そういう動きが非常にたくさんございました。民主主義に反するのではないかという御意見です。しかしながら、民主主義に余りに拘泥すると、結果的に結論が非常に不明確、あいまいになるということは、皆さんも御承知のとおりです。むしろ、非常にすぐれた人たちが少数で精鋭で、まちづくりを考えていったほうがよい。その方々が、またどのように市民の意見を吸収していくかというような、そういう体制づくりをしたほうが、私はよいというふうに考えます。ということで、結論としましては、在任特例で、ただし次の選挙については、この56名と決めているわけではないと。もっと定数削減を促進すべきだというふうに思います。以上です。

小嶋会長 わかりました。次のときの定数を減らすかどうかは、これまた議会で決めることになりますから、それは御意見として。

村上委員 それは私はわかってますが、一応ここで基本的に御了解いただきたい。

小嶋会長 その他御意見ございましたら御発言お願いいたします。青島委員どうぞ。

青島廣幸委員（静岡商工会議所副会頭） 簡単に申し上げますと、現在当面としては、この在任特例を採用すべきではないだろうかと。ということは、この合併協議会、是か非かというのは来年3月に決めるわけですけども、そこでもって最終決定は各議会が決めるわけですから、その決めた議員の方がスポッといなくなっちゃって、それで新たにまた選挙をして出てこられる。まあ同じ方が出られるのかもしれませんが。それじゃなくて、やはり決めた方々が2年間

ぐらいは、この新しい市の行く末を育てながら、見守りながらやるのがほんとじゃないのかなというふうに思いますので、こういう話になると、議員さんはほとんど発言がないような感じでございまして、（笑）私ども民間としては、そのまま放り投げられて新しい何名かになってしまっただけは、これは何となく心配だと。やはり産み落としの方が2年間ぐらいは育てていただきたい、そう思います。ですから、在任特例を使うべきではないだろうかという意見です。

小嶋会長 いろいろ御意見ありがとうございました。吉岡さんどうぞ。

吉岡委員 清水の吉岡です。

青島委員は、学識経験の代表者ですから、まさかそういうふうな発言が出るとは思いませんで、企業にたとえたときに、企業が発展したと。そうしたら、その状況の中で何が生まれるかといったら、やはり決断のスピード化を図るとか、あるいはほかのさまざまな意味合いで、やはり経営者、経営陣というのは削減されるわけですね。私はやっぱりそういうふうな覚悟がなければ、市民は、果たしてこの合併に賛同してくれるだろうかというふうなことを思います。

名前話が盛り上がりまして、いずれにしても、どちらかの名前が消える、あるいは両方の名前が消えるかもわからない。そのときに、その言ってみれば市を運営している首長は1人になりますけれども、議員の皆さんも、それ相応の決意でこれに臨んでいるという、こういう姿を私は見せるべきなのかなと。今そういう意味合いで、2年ぐらいはいいじゃないかという、そういう話でしたけど、私は、それほど悠長なことは言っていられないんだろうというふうに思っています。

といいますのは、今ここで私が今さら言うまでのこともございませんけれども、例えば私の小学校の学区でも、今その小学校の全校生徒よりも、老人会のほうが倍ぐらい多いわけですね。そうすると、今の小学校1年生の子供が22歳、社会へ出たときに、そして、その小学校1年生から、今の中学3年生までの人たちが働き盛りになる、22歳から30歳。そのときに、何と今のその子供たちが抱えている、あるいは我々が抱えている老人よりも、はるかに多くの老人を抱えるという、こういうことになるわけです。今さら私が言うまでもございませんけれども、県下だとか、静岡とか清水だけのデータを持ち合わせてございませんので、これは日本全国の人口統計から見ますと、現在の小学生、中学生合わせると、全国で、これ平成11年ですから1,182万人です。現在の65歳から73歳まで、同じ年代の9年の年代数を合わせた人数が1,162万人。その子供たちが15年たって22歳から30歳になったときに、その全員生きていたとしても。そうすると、そのときの65歳から73歳の老人は、何と1,700万人になるわけです。現在は1,100万人が1,700万人。その膨大な人たちを抱えていく子供たちの未来を今つくっていく。私は、これが現在のこの合併協に

おける最大のテーマだろうというふうに思うんです。

そうしますと、いろんな意味合いで、いろんな問題がありますけど、私はあえてリーダー層がそういう決断をし、そして、その子供たちのために、きちんと今からいろんな制度をつくっていく、あるいは変えていくということが必要だというふうに思いますので、私は妥協の世界に住んでおりますので、42人は妥協しますが、しかし、定数の56というのは、これ以上というのは、ぜひ再考して、村上さんにも再考していただきたいというふうに思います。以上でございます。

小嶋会長 望月委員どうぞ。

望月厚司委員 青島委員さんから、議員はなかなかしゃべりにくいだろうということがありますが、けれども、我々も真剣に、この合併協議会に参画をさせていただいて、最終的には議会で決断させていただくということもありますだけに、我々もほかの皆さんから言われてそれにとということではなくて、我々自身もしっかり考えて答えを出していくという必要があるということになるかと思えます。そんな意味では、今我々の会派でも、どういう形が市民にも、あるいは議会の使命としても果たせるだろうかという立場で議論をさせていただいております。そうした中で、非常に議論としますと、じゃ合併の期日を15年の4月に決めて特例問題を考えるのか、合併の期日が、あくまでも15年の4月に決まるかどうかという問題が、まだ政治的には仮の合併の期日ということがありますので、今出ている皆さんの議論というのは、平成15年の4月に合併ありきというのか、合併があるという前提で特例を使ったらいいんじゃないかという議論じゃなかろうかと思えます。

そういう意味でいきますと、もう少しこれは、議員特例そのものの議論を、期日の問題等々絡めながら決めていかなきゃいけないこともあるかとは思いますが。これは我々議会の中で、我々の会派では成案を得てはいませんが、1つの案として、意見をしたらどうだろうかということで、きょうは持ってきました。

平成15年4月に仮に合併をするとした場合には、在任特例ではなくして定数特例を使ったらどうだろうかと考えます。これは1つ、先ほど来から、行政改革、議員定数の削減問題が1項であります。定数特例でいきますと112名使えますけども、清水と静岡の今の現在の議員定数は78ということがあります。そうしますと、清水と静岡の議員報酬を合わせた額を上回らない中での定数というのもあります。そして、やはり議員が議会で合併協の是非を議会の中でもやる。それには責任がかかわってくる。ですから、そこで洗礼を受けるということになれば、4年間、やはりその洗礼を受けて、現在の議員定数よりも少ない、いわゆる議員報酬の、現在の両市の議員報酬を足した以内で、そして定数を78からどれだけ少なくするかというようなことを踏まえ、また市

民の皆さん方の声が、今の状況下を少しでも反映できる環境をつくる。そして議員歳費としては、それで現在よりも、少しでもおさめさせていただくというようなことを踏まえて洗礼を受け、4年間議員活動をさせていただいて、合併後、やはりその成り行きを見守っていくというような形もどうだろうかという考えが、我々の会派としては出ております。

ただ、これにつきましては、あくまでも平成15年仮に合併という前提を置いておりますし、また、我が会派でも、すべてにまとまったということではありませんけれども、今日までの検討経過の中で、そういう考えが1つの意見として、我々の会派では大方の意見としてあるということだけ御報告させていただき、きょうの段階では、まだまだ我々の会派としてもまとまっていないということもありますので、御報告させていただきます。

小嶋会長 剣持委員どうぞ。

剣持邦昭委員（静岡市議会議員） 静岡の剣持です。議員定数ということですので、我々の身分ということで大変言いにくい部分もあるわけですが、しかし我々議員として、仮の合併の期日を15年4月1日とした場合、この特例についてどんな形の対応がいいだろうかと、我々も議論をし尽くしました。最終的には、地方分権時代の中で議会の果たす役割が大変増えてきているというのは御案内のとおりでありますし、議員の責任の有無もかかっている。特に最近、自主決定に対する自己責任、そういう地方分権の大きな流れの中で、合併も今推進される。それは、合併が、言うならばスケールメリットによって行政改革といいましょうか、それを促し、さらにそれを市民サービスに持っていくという意味では、理想的には15年4月1日が、56人イコールというのが理想とは思いますが、しかし、いろんな議論の中で、この合併協の推移の中で、2年間、この在任特例を受けるということは、大変その後の推移について、議員としての、あるいは議会としての使命も大変重いものがあるであろう。

あわせて、今年になっての事例を見ますと、1月1日の新潟市・黒埼町、これはやはり在任特例、1月の21日でしたか、田無市・保谷市、これも在任特例を受けていますね。5月の大宮・与野・浦和ですか、これも在任特例ということ伺っております。ということは、やはり議員としても、議決した後、責任を持って、過ちなき方向推移の中で流れていくかどうか、それを2年間は見守っていくべきであろうと、逆に私から申し上げます。そして、17年には少なくとも、今、清水の33、静岡45、78から、間違いなく56になるわけですから、これは最大の行革です。したがって、それから条例定数削減も、また推移を見てできるわけですから、私は議員として、これだけ汗を流すものはないと思っております。

そういう意味では、15年4月1日在任特例が、おおよそ一番、自民党の議員団会派の中では賛

同が得られると、そんな形で、あえて言わせていただきます。

小嶋会長 片平委員どうぞ。

片平委員 清水の片平でございます。

いろんな御意見がございましたが、清水の我が会派といたしましては、在任特例でやる場合に、議員歳費というのが絡んでおりまして、これがどこでどのように決められてくるかというのは、1つ事務局のほうにお尋ねをしたいわけでありまして、でき得れば、清水と静岡の場合だと、大分歳費が違いますので、在任特例ということで議員に与えられた特例があるわけでありまして、それを利用する場合に関しては、議員だけ低いほうのレベルに合わせるというのは問題があるかのように思いますが、やはり議員は身を切ってやっていると。静岡の議員さんも、大分財政状況が厳しい厳しいと言っておられますので、在任特例を使う場合は、清水の歳費に、低いほうの歳費に合わせて行っていただければ、私は結構であるというふうに思います。

また、定数特例を使う場合は、それぞれが現在の定数があるわけでありまして、静岡は定数法定数でいいますと52名ですか、清水が44名ということで、今度合併すれば56名。ですから、56掛ける96分の44と、56掛ける96分の52で定数を決めていったらどうかというふうに提案をさせていただきたいというふうに思います。以上。

小嶋会長 村上委員どうぞ。

村上委員 清水の村上です。望月委員にちょっとお尋ねしたいのですが、先ほどの定数特例というのは、私ちょっと誤解しているのかもしれませんが、説明をいただきたいのですが、15年3月に定数特例を適用するとおっしゃったですよね。そうすると次の選挙まで4年間ということですか。

望月厚司委員 今、清水市の議員歳費と静岡市の議員歳費、それぞれ違いがあるんですけども、それぞれを足して、例えば静岡市さん側の歳費でいけば、当然今の78よりも議員定数は少なくなるということがあります。もう1つ、洗礼を受けてというか選挙をやって、それで4年間。ですから、2年間そのまま行くということではなくして、選挙をやって4年間。それでもう1つは、やっぱり議会自身が、この合併の是非判断というのを最終的にしますというところがある中に、我々としての責任がある。それを選挙で解いてもらうこともあろうかと思えます。そういう意味も含めてです。

村上委員 ということは、112名ということではないんですか。わかりました。済みません。

小嶋会長 議員特例とか定数特例の話なんですけど、実はこれ、特例項目というのは、こればっかじゃなくて、あと4つありますので。

それで、岩ヶ谷さん、最後に御意見おっしゃっていただいて結構なんですけど、これはちょっときょうは決まりそうもないし、大方の賛同ということからいきますとばらばらでありますので、またよく次回聞かせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。では岩ヶ谷さん、せつかくですから、最後に。

岩ヶ谷至彦委員（静岡市議会議員） 静岡の岩ヶ谷でございます。いろいろと話が盛り上がったところでございますけれども、私も公明党でございますが、片平さんの会派と同じでございます。

静岡と清水と違うということでございますけれども、今の話の中で聞いていますと、議員報酬という問題で、私たちも正直言って自分が議員ですから、非常に言いにくいわけでありまして、何だ、あいつはああいうこと言ったけども、自分の金を下げるのいやじゃないかと。また逆に言いますと、片平さんが言われたように、自分たちのほうの少ないのに合わせよと。これも一理受けるところでございます。けれども結果的には、両市議会の中に報酬審議会というのが多分設置されていると思うんですね。それで私たちの静岡市も、類似都市、または他都市を見ながら、審議会でもって報酬を決めさせていただいて、私たちに提示させていただいているんですね。

ですから私が言いたいのは、今の段階でもって、すべてのものを低いほうに合わせてというのはすばらしいことなんですけれども、議員のほうだけ低くなったけども、ほかのレベルは上げなさいよという、こういうようなことというのは、実を言いますと、余りいいことじゃないじゃないかと思うんですね。というのは、私は対等合併である以上、すべてのものが、今の現状が、静岡市、清水市が対等であって、お互いに自分たちの予算を、清水市の予算が対等、静岡市が対等の現状の全資産を合わせて、自分たちが見劣りのない市をつくっていくのが対等合併であるというふうに思うんですね。ですから私たちは、今の段階で、本来は静岡市は静岡市の議員報酬、清水市は清水市の議員報酬でというふうに思うわけですが、それでは余りにもぐあいが悪いだらうということから、この報酬はどうなるのという話になってると思うんですが、結論的に申しますと、私自身は、今のこの報酬の問題をとらえますと、この議員報酬の審議会がありますので、その審議会に合わせた中で、今、会長が言われたように、次回に私はこの結論で、きょうは出ませんので、次回にその辺の部分兼ね合わせて、事務局のほうからも、お答えを少し出してもらって、それからやっていったらどうかというふうに思うんですね。

それで、その辺の人数のことになるんですけど、私は今、報酬がどうのこうのという話になったけれども、結果的には、自分たちの定数のことを考えますと、金額がどうのこうのということも、私自身は、実際には在任特例の2年間の延長で、それでもって議員をやっていただいて、先ほどの剣持さんの御意見ではありませんけれども、やはり自分たちがそれぞれ自分たちの決めて

いった両市の合併の中の2年間の中を見ていくということが正しかろうというふうに、私は思うんです。

小嶋会長 いろいろ御意見あるようですけれども。望月さんどうぞ。

望月厚司委員 先ほど来から、平成15年の4月に合併ということ仮定をしての議論ということで私も言わせていただいたんですけれども、なかなかこれ、そういう形でスケジュールにしても、いろんなことも、そういうふうに進めさせていただいてることは事実です。しかし、最終的にどうなるかというのは、これから是非を含めてあります。そうしたときに、今ここで議員特例問題を固定しちゃうことによって、それが本当にいい形でおさまるかどうかがあります。在任にしても定数にしても。ですから、ここの特例については十分議論していくということと、この次にとか、そんな形で簡単にはいかないと思いますし、これを事務局でどうこうまとめて出すなんて、とんでもない話であって、やはり十分に、これはそういう最終場面にどうなるかということと、やっぱり市民の皆さんの声とかいうのを含めて答えを出していくということが大事ではないかなというふうに思います。

小嶋会長 それでは、今の定数特例、在任特例につきましては、少し、次回とは限らず、じっくり議論をしていきたいと思います。

ここでしばらく10分だけ休憩させていただきまして、あと特例項目4つ、一通り御意見をいただいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、再開3時5分ということにさせていただきます。

(休 憩)

小嶋会長 それでは再開をさせていただきます。

引き続きまして特例項目のあと4つですね。農業委員会委員の任期の問題。地方税の取り扱いの問題。一般職の身分の問題、そして地域審議会の設置についてということでございますが、これにつきまして御意見があればお伺いいたしたいと思います。榎本委員どうぞ。

榎本秀一委員（静岡市農業協同組合副組合長理事） 静岡市の農協の役員の榎本でございます。農業委員の特例の問題でございますけれども、今、議員の問題につきましても、議員の皆様方、非常に熱心に議論を重ねているようでございますので、この農業委員の問題につきましても、当事者である農業委員の皆さんの議論を多少重ねていただいて、その上で結論を出していただきたいと、こんなふうに思います。ただ、先日も農業委員の皆様方と多少懇談会やりましたけれども、

その中で、なかなかまだ、資料をいただいたばかりで結論出ないと、こういうお話でございましたので、もう少し時間を欲しいというような意見がございました。これから静岡・清水両農業委員の間で、もう少し話し合いをやっていただいた上で結論を出していただけたらありがたいと、こんなふうに思います。以上でございます。

小嶋会長 という御意見でございますが、よろしいですね。じゃそういうことで、また農業委員の皆さん同士でいろいろ御議論いただいて、この会でまた諮っていきたいと思います。

続きまして、地方税の取り扱い、特に事業所税の問題があるかと思いますが、これについて御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。井上委員どうぞ。

井上恒弥委員（静岡市議会議員） 静岡の井上です。

これにつきましては、冒頭対等合併というのが大前提になっておりますので、静岡と同じように清水市もということで、統一した課税にさせていただきたい、このように考えております。

小嶋会長 その他御意見ございますか。村上委員どうぞ。

村上委員 商工会議所の村上でございます。

今、井上さんのお話ありましたように、対等合併でございまして、実は清水側は御承知のように事業所税が、一応減免期間が実際はありますけども、それを適用するかどうかという問題については、やはり対等合併である以上、これは清水の事業所の皆さんには御覚悟をいただくべき問題だろうというのが商工会議所の見解でございます。以上です。

小嶋会長 ということは、今お2人の意見は、不均一課税は適用しないということで、均一で行くということでいいですか。

西ヶ谷委員 清水の西ヶ谷ですが、税の問題は非常に関心事なんですけどね。私たちが市民の中へ入って、この問題を話し合いますと、多くの皆さん方は、静岡が合併をして、財政も大きくなるから税は下がるのではないかと、こういうお話がよく出るわけです。だから、その負担割合というのは下がるのではないかとということがよく出るわけですけれども、現実の問題としては、ここに出されておりますように、市民税の均等割の500円の問題や、それから事業所税の問題がありますし、それから固定資産税の評価問題も当然、清水は清水独自でやられているわけで、静岡もやられているわけで、それをどういうふうにやるかによっては評価が上がっていくという状況も当然生まれてくるわけでありますので、私たちの説明は、税は上がるんですよと、こういうお話をするわけですが、私ひとつ、ここで、その市民税の均等割部分で、たしかグランドデザインの段階で2億3,000万の増収、という数字がちょっと覚えがあるんですが、その辺がどうなのかということと、もう1つは、もし清水市側に事業所税を課税した場合は、数字的にどうなるのかと

というようなことについて、事務当局のほうで計算されている数字があれば、少し明らかにしていただきたい。

小嶋会長 事務局のほうで、市民税と事業所税の数字を、もし試算してあれば言ってください。

事務局長 それでは、まず個人市民税の均等割の関係でございますが、これはあくまでも試算ということで、正確な数字でないことをまずお断わりを申し上げておきます。静岡市分といたしましては、約19万人の方が対象になりまして、約9,500万円の増収ということでございます。それから清水市分に関しましては、仮にこれを9万4,000人程度に見込みますと、約4,700万円の増ということで、合計いたしまして約1億4,200万円程度になるかというふうに考えております。

それから事業所税でございますが、清水市さんのほうの試算でございますと、約15億円程度の増といいましょうか、税になるということでございます。以上でございます。

小嶋会長 ということでございます。その他御意見等ございますか。望月委員どうぞ。

望月厚司委員 きょう、ちょっと確認されちゃうと困るなと思ったものですから。例えば新潟市と黒埼町とか、仙台市と泉市、また大宮・浦和と与野、与野がかかわってくる。あるいは仙台の場合は泉、それから新潟の場合は黒埼町、それぞれが事業所税問題については不均一課税を適用させていただいているという経過があります。確かに対等合併だから税そのものも、という御意見がありましたことではありますけども、長い間の歴史の中で、それぞれの事業所運営をしてきて、一気に事業所税そのものがかかってくるというときに、その分を含めた議論というのは、十分に市民の中で行われているかどうかということについて、我々議会としても、もう少し確認をさせていただきたいという気持ちがございます。実例としては新潟市とか仙台とか大宮、浦和等々は不均一課税を採用させていただいてるという経過があります。ですから清水市の部分も、我々議会として、多くの事業所にそういうことを投げかけてみたいということがありますので、いま少し時間をいただければというように思いますので、よろしく願います。

小嶋会長 西ヶ谷委員どうぞ。

西ヶ谷委員 私も今、望月さんと同じように、この問題というのは非常に、税の判断基準の中でも大きな問題になってくるわけですね。これとか、静岡と清水での公共料金の問題で、例えば水道料あたりは、うんと清水サイドの水道料は違いが出てるものですから、例えば清水の場合は、清水の皆さん方の小口分については、非常に静岡と比較をすると低く抑えられてるという状況にもあるわけですので、そういうような点では、今の経済不況下のもとでの状況もありますので、十分この点については、清水の中でも協議をお願いをしていかなきゃいけないということもありますので、私も望月さんの意見に賛成しております。

小嶋会長 それでは、これは税の問題でありますので、きょう初めてこうやって提案させていただきましたが、これも次回以降ということで、よくまた調査研究されて、今後議論していきたいと思います。よろしいですか。

それから、次の一般職の身分でございますが、これにつきまして、すべて新市の職員として引き継ぐということにつきまして、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。これにつきましては、問題ないですか。（「はい」と言う者あり）

それでは、この一般職の身分につきましては、すべて新市の職員として引き継ぐということで、大方の賛同というよりも、全員の賛同を得られたということによろしゅうございますか。ありがとうございました。

次に、地域審議会の設置について、これについて御意見をいただきたいと思います。太田さんどうぞ。

太田委員 ちょっとお伺いしたいことがございます。地域審議会は何年ということも、皆さんで決めることなんでしょうか。その設置の期間の。

事務局長 地域審議会の内容につきましては、まず設置の期間ですとか構成員、そして会議の運営方法等、これすべて協議会のほうで、これから御協議をいただくということになっております。なお、まだ全国で例がございませんので、構成員等につきましては、今のところそういう先例はございませんので、事務局のほうでも、内容につきましては、まだつかみかねているという状況でございます。以上でございます。

小嶋会長 ということでございます。御意見等ございましたら御発言お願いいたします。太田委員どうぞ。

太田委員 私は、この地域審議会の設置、せっかくこの特例がございますので、ぜひこれは採択して、円滑な新しい新市の政策などに関与させていただけたらいいなと思います。ぜひこの設置を希望いたします。

小嶋会長 織田委員どうぞ。

織田高行委員（静岡青年会議所元理事長） 静岡の織田でございます。

ここに書いてございますように、行政区域の拡大により、住民と行政の距離が大きくなることによりというような理由も設けられておりますけれども、書いてございますけれども、いわゆるグランドデザインの際に、両市庁舎は総合市庁舎として置くですとか、政令指定都市化するに至っては区を設けることができる等々の行政サービスの向上というものは、限りなく何というのですか、進化していくんだというか、進んだものを取り入れていくんだというようなこともグランド

デザインで、行政の部会で議論をされております。この地域審議会というのは、地域審議会を設けることによって、非常に風通しが悪くなるというような部分も、支障が出るというような部分も出てくる可能性がございます。ですから、直接議会に上程をできたり、区を設けることによって風通しが非常によくなるということのほうが、新しいまちづくりにとっては意義があることであるというふうに思うんで、地域審議会は設けるべきではないというふうに思います。

小嶋会長 ほかに御意見。村上委員どうぞ。

村上委員 清水の村上です。

私も大体、織田さんの御意見と似てるんですが、単位が、静岡市、清水市の単位という決め方が、これが本当に今後一つになってやっていくというときに正しいやり方かどうかという、疑問にちょっと思います。むしろ、法的にこういう形でしか許されないとしましたら、これはかえって対立をあおるだけになりはしないかという、ちょっと心配をいたしますので、この審議会制度によらず、また別に、行革でも何でも結構ですが、オンブズマン制度でもいいんですが、そういったものを考えるということはあるまいだろうか。この私は区域の問題だけがちょっと気になりまして、これだけを、ここのところにある程度調整がきくんでしたら、この審議会制度を使うということも間違っていないと思いますけど、そのところでいかなものかというふうに疑問に思います。以上です。

小嶋会長 吉岡委員どうぞ。

吉岡委員 清水の吉岡です。

先ほどの議員特例のところと連動すると私は思いますけれども、先ほど剣持議員のほうから、これから議員の責任がますます重くなる。あるいは議会の役割が重要になってくると、こういうお話があったわけですが、これについては、また次の機会にお話をお聞きしたいと思うんですけど、私は、この審議会、今、村上委員がおっしゃいました審議会という形でなくても結構なんですけれども、最近IT社会ということで講習会が一般的にずっと開かれておりますし、情報開示もどんどん進んでおります。情報開示が進むということは、実は市民が政治に参画してくという、こういう市民が責任を負うということになるわけですし、そういうふうな新しい社会に突入するわけですから、そういう中で市民の声を拾っていくという意味合いでは、私はこの審議会をどうするかというのは、議員の構成をどうするかと、議会の役割をどうするかという、こういうことと非常に連動することだというふうに思いますので、それとあわせて最終的には結論を出していただきたいというふうに思います。以上です。

小嶋会長 ほかに御意見。片平委員。

片平委員 清水の片平でございます。

今の吉岡さんの話の中にもありましたけれども、これはやはり合併することによって議員定数が減ると。この減った部分に関して、住民の意見を幅広く吸い上げて行政とつなげていこうという、この趣旨が1つの大きい意味ではないかなというふうに思うわけですが、そうであるとするならば、議員定数がどうなるのかと。議員特例をどうするのかというふうな方向性が見定まった後でもよろしいのではないかなというふうにも思います。

小嶋会長 確かに地域審議会というイメージが、なかなか僕にも湧かないんですよ。例がないし。ですから、ちょっときょうここで皆さんにどうしましょうかと聞くのも、ちょっと酷かなという感じもしますので、この地域審議会というものをつくったとしたらどうなるのか。メンバーもどうするのか。権限というか、役割もどの程度までとか、そういうこともかなり考えないと、軽々にこれは、つくるつからないということになりますと、議会の立場がやはり難しくなると思いますので、少し時間をかけて研究してみたいというふうに思いますので、済みませんが、これも継続ということによろしゅうございますか。

それでは、次に移りたいと思います。続きまして、新市建設計画についてということで、事務局から説明をいたしたいと思います。

新市建設計画について

事務局長 それでは、新市建設計画につきまして御説明申し上げます。資料のほうは4をごらんをいただきたいというふうに思います。

新市建設計画の作成につきましては、2月の23日開催の第18回合併協議会で、策定の基本方針ですとか部会設置につきまして御決定をいただきまして、生活環境、保健福祉、教育文化、都市基盤、産業経済・行財政、それぞれの部会で精力的な御協議を行っていただいております、委員の皆さん、大変お忙しい中を御苦労さまでございます。

本日お示しをさせていただきます資料は、今後各部会におきまして建設計画に登載をしております主要施策、重点事業の検討を行っていく際のたたき台といたしまして、委員の皆様方にお持ちをいただくための資料でございます。今後、事業の具体的な検討を行っていただく過程で、新市建設の基本方針ですとか、新市建設計画における施策体系等につきまして、これから御協議をいただきたいというふうに思っております。

それでは15ページの、新市建設の基本方針案をごらんをいただきたいというふうに思います。

新市ランドデザインにおきます新市の都市ビジョン、これをもとにいたしまして、1、「新市建設の基本理念」、それから2番の「新市の将来像」を整理をいたしております。そして、こ

れらによりまして、3の「将来像を実現するための基本的考え方」というものが導き出されてくるわけでございまして、この基本的な考え方につきましては、記載のとおり、各部会の部門ごとに6つの柱として構築をさせていただいております。

こうした各部会の部門ごとの考え方を基本といたしまして、次の16ページでございますが、この16ページのほうでは、「新市建設計画における施策体系（案）」ということで整理をいたしております。

具体的内容でございますが、まず生活環境部門では、基本方向といたしまして、「人と地球にやさしい快適生活環境の実現」、これを基本方向に据えまして、「資源循環型社会システムの構築」「安全・快適な生活環境の整備」「災害に強い安全なまちづくり」の、この3つを施策の方針ということにいたしております。そして一番右側の欄に記載をいたしております事業検討分野ということで、この欄に記載の項目につきましては、こうした分野につきましてはの重点事業の検討を、これからお願いをしてみたいと考えておるわけでございます。

次に保健福祉部門では、「市民が安心して活躍できる人間福祉の充実」を基本方向に据えまして、「健康長寿日本一の福祉都市づくり」「市民の自立と社会参加の支援」「子育てに対する支援」、この3つを施策の方針といたしまして、右欄記載の事業検討分野で主要施策・重点事業の検討をお願いをしてみたいと考えております。

また、教育文化部門でございますが、「人格を高める文化創造と教育の充実」、これを基本方向に据えまして、「生涯を通じての学びとスポーツの推進」「地域学校教育環境の再整備」「市民文化の創造」の3つを施策の方針といたしまして、右欄記載のような検討をお願いをいたしておるわけでございます。

また、都市基盤部門でございますが、「新市全体の均衡ある発展のための多核型都市の形成」を基本方向に据えまして、「都市核及び都市拠点の整備」「総合交通と情報通信ネットワークの形成」「清水港の機能向上の推進」「人と自然の共生による山間地の振興」、この4つを施策の方針といたしまして、右欄記載の事業検討分野で重点事業等の検討をお願いをするものでございます。

また、産業経済部門では、「ヒト、モノ、情報が活発に行き交う独自の中核経済圏域の確立」、これを基本方向に据えまして、「産業構造の高度化の推進」「新産業への創業・経営支援」「誇りに満ちて働く市民への支援」、この3つを施策の方針といたしております。

最後に行財政部門でございますが、「市民満足のための高次・高質な行政の推進」を基本方向に据えまして、「市民と行政のパートナーシップの確立」「市民満足のための高次・高質な行政

の推進」の2つを施策の方針といたしまして、右欄記載の事業検討分野で主要施策・重点事業の検討をお願いしております。

以上が、新市建設計画におきます施策体系の案でございます。

続きまして、17ページをごらんをいただきたいというふうに思います。17ページ以降につきましては、新市の財政推計等ということで御説明をさせていただきます。ここでは「新市建設計画の事業費の範囲」というタイトルがついてございますが、これは新市建設計画全体の事業費が財政計画のどこと突合すべきかを示した資料でございます。

計画期間でございます平成15年度から24年度までの10年間の歳出額の総量を性質別に、消費的経費、それから投資的経費、その他、この3つに区分をいたしまして、このうちの投資的経費の枠の中にございます新市建設計画事業費がこのように位置づけられているわけでございます。図のように、この中には、静岡・清水両市の総合計画からの事業もありましょうし、総合計画以外からの事業も想定されるわけでございます。消費的経費ですとかその他の経費というのは、基本的には建設事業には充当できないものでございますので、新市建設計画の事業費とは突合をされないということになります。

3区分の性質別の経費のそれぞれの内容につきましては、18ページのとおりでございます。

このような枠組みを踏まえまして、19ページ、20ページに、静岡・清水両市それぞれの財政推計をいたしておりますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。この表につきましては、欄外に印でお示しをしておりますとおり、平成13年4月1日現在の価格で作成をしたものでございまして、現在の両市が今後も続いた場合の推計でございます。したがって、これらの両市別々の推計を基本にいたしまして、旧清水市の中核市分、それから管理部門の縮減等の行革効果、さらには、合併特例債等の財政支援メニューの活用など、さまざまな要素を加えまして、初めて合併新市の正式な財政推計ということになるわけでございまして、これらの作業は、今後の作業とさせていただきたいというふうに思っております。

まず19ページの静岡市の財政推計をごらんをいただきたいというふうに思いますが、平成15年度から24年度までの歳入合計、歳出合計、それぞれの推計値でございますが、総額で1兆7,830億円となっております。歳出のうち投資的経費でございます普通建設事業費というのは3,230億円という形で算出をされております。各経費ごとの内訳は資料のとおりでございます。

次に20ページの清水市の財政推計でございますが、平成15年度から24年度までの歳入合計、歳出合計、それぞれの推計値でございますが、総額で7,640億円となっております。歳出のうち投資的経費でございます普通建設事業費につきましては、総額で1,624億円という形で算出をさ

れております。各経費ごとの内訳につきましては資料の記載のとおりでございます。

新市建設計画の案につきましては、資料の内容の説明につきましては以上でございます。

小嶋会長 それでは、各部会での協議、委員の皆さん、御苦労さまでございました。各部会の正副部長さんもお疲れさまでございました。今後各部会で新市建設計画に登載する事業の検討をお願いしていくわけでありますけれども、委員各位が、他の部会の方向等も見据えながら十分な協議を行っていくことが重要であると思います。本日の資料をたたき台として、お忙しい中大変ですが、引き続き各部会での御協議をお願いしたいと思います。

そして、ただいま事務局から説明をいたしました新市建設の基本方針、各部門の施策体系、財政推計等につきまして、御意見等がございましたら御発言をお願いしたいと思います。たたき台ですからね。

それでは、本日お示しをいたしました新市建設の基本方針、施策体系、財政推計等をたたき台として、引き続き各部会での精力的な御協議をお願いすることとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

小嶋会長 では、そのようによろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、すり合わせ方針につきまして、事務局から説明いたします。

すり合わせ方針について

事務局長 それでは、資料5のほうをごらんをいただきたいというふうに思います。

まず21ページの事務事業すり合わせ方針(案)でございます。

事務事業のすり合わせ全体に関します方針でございますが、2の基本的考え方といたしまして、すり合わせに際しましては、まず、両市のこれまでのまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併前に一元化すべきものと、合併後一元化を図るもの、合併後も現行どおり存続させるもの、これらを明確に区分をすることといたしまして、で、市民生活に影響のある項目につきましては、試算などを組み込むなど具体的に提示をし、さらにで、両市民がひとしく高い水準の行政サービスが享受できるようにすることといたしてまいりたいと考えております。

なお、合併協議会ではといたしまして、各項目の基本的方針を協議することといたしまして、詳細につきましては行政事務レベルで、このすり合わせの調整を図らせていただくというふうに考えております。

また、具体的な調整方針といたしましては、まずとして、合併によりまして市民生活が向上することを原則といたします。次にとして、具体的な手数料、使用料など、市民の皆さんが御負担をする事項につきましては、負担増にならないように努めるものとして、仮に負担

増を伴うものにつきましては、具体的な理由などを明示することといたします。さらに といたしまして、市民の皆さんが受けるサービスにつきましては、一元化を図るとともに、向上するように努めるものといたしてまいりたいと考えております。

次に、22ページの事務事業のすり合わせの基本的な区分をごらんをいただきたいというふうに思います。さきに御説明を申し上げました方針ですり合わせを行っていくわけですが、両市が実施しておりますすべての事務事業などをすり合わせていく場合に、大きく3つに分類をすることができます。

まず両市が現在実施しておりますとおり、合併後も存続をさせるものであります。次に、一元化を図る必要があるものでございますが、これも、いずれか一方の市の方式に統合するか、新規に新たな事業として実施をするかなどの区分がございまして、それぞれ合併の時点で一元化するものと、合併後に一元化を図っていくものとに分類をすることができます。さらに、合併を契機に廃止をするものが想定もされておるわけでございます。

次に23ページをお開きを願いたいというふうに思います。今後幹事会が各すり合わせ項目ごとに具体的な事務レベルで協議を行って、合併協議会のほうに資料として提出をさせていただきますが、それぞれの項目ごとに、これからすり合わせをしていく際の基本的な考え方を記載をさせていただきます。11の「特別職の職員の身分」から、12、「条例・規則の取扱い」、さらに最後のほうで29、「下水道事業の取扱い」ですとか、最後の30番で、「各種事務事業の取扱い」まで、20項目につきまして、これから幹事会が具体の作業を行うに当たりまして、合併協議会として、ここは仮置きでございますが、こうしたすり合わせの大原則といいたしめようか、基本方針を示していただきまして、それに従って幹事会のほうで作業を進めさせていただければというふうに思っているわけでございます。

なお、各項目ごとのすり合わせ方針に基づきまして、右欄のほうには具体的な項目の例示をお示しをいたしております。幹事会では、今後このような具体的項目ごとにすり合わせを行いつつ、その結果につきましては随時合併協議会のほうに御報告を申し上げ、御協議をいただきながら、すり合わせ方針の変更もあり得るでしょうし、また内容につきましても御指導いただければというふうに考えております。具体的なすり合わせ項目の協議につきましては、結果は次回以降、資料が整った項目から順次合併協議会のほうにお諮りをしていく考えでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

小嶋会長 ただいま説明いたしましたけど、各項目のすり合わせ方針に基づきまして、今後幹事

会でのすり合わせ作業をお願いしていくということであります。

ただいま事務局から説明したすり合わせ方針につきまして、御意見、御質問等ございましたら御発言お願いいたします。個々については、また今後検討ということになります。

それでは、本日お示しをしたすり合わせ方針に基づきまして、幹事会において事務事業のすり合わせ作業を開始をするように指示をすることとしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

小嶋会長 ありがとうございます。

最後に、事務局から何かありましたらお願いします。

その他

事務局長 それでは事務局のほうから、次回の予定につきまして御案内をさせていただきます。

次回の合併協議会でございますが、5月の29日、火曜日でございます。午後1時30分から、清水市のテルサで開催をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、これまで行っていただきました各部会の協議の中で、今後の各部会協議の参考にしていただきますような資料の要求がございまして、その資料につきまして、まとまった部分につきまして、本日お帰りの際に各委員さんにお持ち帰りをいただきたいということで用意をしておりますので、お帰りの際にお持ち帰りをいただきたいと思っております。

それから、部会日程をこれから詰めてまいりたいと思っております。既にお手元に調査表をお渡しをしておりますが、帰りに事務局のほうに、それをお渡しをしていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

小嶋会長 ただいま事務局からのお知らせに関しまして、御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。望月委員どうぞ。

望月厚司委員 冒頭、資料の関係につきまして、正副部会長会議を経たために遅れたという言い方がありましたけども、現実的には、私も正副部会長会議に出席しておりましたが、その日に資料をいただいているという現実があります。これだけの膨大な資料を、その日にいただいて、なかなか議論というのは難しいということがあります。今までの清水の事務局でやった時点では、10日前には資料をできるだけ揃えましょうということで、それが守られてきたと。残念ですけども、今回は我々正副部会長会議においても、この資料が当日渡された。ましてや、きょうも皆さん、初めてこの新市の建設計画の基本方針もきょう渡されたと。正副部会長会議を経てと言いますけれども、正副部会長会議のそのときに渡されたという経過がありますので、やはり資料の提出は、10日前をできるだけ努力をしていただいて、それぞれが皆さんがやっぱり調査研究をして、ここ

に臨むという形をつくるためにも、ぜひ今後とも議案の内容も、できるだけ早く提出をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

閉会

小嶋会長 そのように最大限努力していきたいと思いますので、よろしく願いします。

そのほかございますか。

ないようでありますので、これをもちまして第20回合併協議会を閉会とさせていただきます。

御協力ありがとうございました。